

市役所から送付する郵便物の住所等の取扱いについて

令和3年9月に『地方公共団体情報システムの標準化に関する法律』(以下「標準化法」)が施行され、住民票の作成や税の賦課・徴収などを行う情報システムを、国の示す標準仕様に合わせた標準化システムに移行することが義務付けられました。

これにより、令和8年1月以降、
市からの送付物や証明書などに用いる、
「住所」や「文字」の取扱いの一部が変わります。

1. 「住所」の取扱いについて

大分市では、一部の地域において、住民基本台帳法に定められた「公称住所」とは別に「通称住所（町名）」が存在します。

（例）【公称住所】大字三芳●●●番地の■ → 【通称住所】椎迫●組の■A

標準化に伴い、以下のとおり、住所の取扱いが変わる場合があります。

No.	業務内容	現行	令和8年1月～
1	送付物の宛先	送付先に「通称住所」を記載している。	送付先に「公称住所」を記載する。(一部を除く)
2	証明書の記載	「公称住所」または「通称住所」を記載している。	「公称住所」のみを記載する。(一部を除く) ※住民票は備考欄に「通称住所」を記載する。

※「通称住所」はこれまでどおり使えます。該当地域については、別紙資料をご覧ください。

自治委員の皆さんへの送付物の一部（住民基本情報・住民世帯票）は、
「公称住所」と「通称住所」を併記します。

2. 「文字」の取扱いについて

標準化に伴い、国や自治体のコンピューターで扱う文字が、国が定める「行政事務標準文字」に統一されます。

※戸籍や戸籍の附票の文字は当面、これまでどおり変わりません。

これにより、市が皆さんへ送付する郵送物の宛名や市が発行する証明書などに用いる「文字」が今までと違ったデザインになる場合があります。

文字統一のイメージ

藤 藤 藤 藤 藤 藤
藤 藤 藤 藤 藤 藤
藤 藤 藤 藤 藤 藤
藤 藤 藤 藤 藤 藤
藤 藤 藤 藤 藤 藤
藤 藤 藤 藤 藤 藤

字体は同じだが、 字形（デザイン）が変わる例

硬	→	硬	文字構成要素の 大きさの違い
雷	→	雷	文字構成要素内 の画の長さの違 い
湾	→	湾	文字構成要素内 の曲げ止めと曲 げ跳ねの違い
空	→	空	文字構成要素内 の画と画の接触、 非接触の違い

お問い合わせ先 情報政策課 Tel 537-5606